

株式会社と有限会社 税制上の有利不利

非 上場等の株式会社と有限会社とのあいだに、税金面で有利、不利はほとんどありませんが、こまかく見ていると、たまに有利不利の差のあるケースに遭遇することがあります。

以 前は最低資本金制度が大きな意味をもっていて、新設株式会社では設立後2期間の消費税免税メリットが享受できないという違いがありました。いまでは特例で資本金1円からでも株式会社を作れるといった制度になっていますので、この点での有利不利は消失しました。

相 続税法に目を転ずると、物納制度については、株式に限られていて、有限会社の出資は物納に充てることが

できる財産から除外されています。相続財産評価では株式会社と有限会社とのあいだに差はないのですが、納税手段のところでは明確な有利不利が見受けられます。

法 人税法では、さすがに株式移転・株式交換の規定に関連するものについては有限会社は除外されています。これは商法の準用規定が有限会社法に置かれていないことによるものです。これも明確な有利不利でしょう。

商 法の準用規定が有限会社法に置かれていないということについては、商法のストックオプションに関する規定も同じです。これをうけた租税特別措置法第29条2（特定取締役等が受ける新株予

約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）も当然に有限会社にとっては埒外の規定といえます。

自 己株取得に伴うみなし配当の規定をみてみますと、「株式（出資を含む）」となっておりますので、株式会社と有限会社とのあいだに差はなさそうです。ところが、これに関連する相続取得株式に関するこのみなし配当課税排除の特例措置では差をつけています。規定は租税特別措置法第9条7なのですが、「非上場会社の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合」となっているだけで、「株式（出資を含む）」が漏れています。これは、有限会社にとっての明確な不利規定です。

立 法趣旨が、みなし配当排除にあるのではなく、物納排除にあるということかもしれませぬ。

昨年何度も上陸した台風、そして、新潟中越地震。災害の傷跡を残したまま年を越し、新年を迎えました。「去年今年貫く棒の如きもの」 終戦直後、鎌倉駅構内に掲げられた虚子の句です。俳句では、「去年今年」は新年の季語です。復旧に追われる被災地の方々にとって、東の間の正月休みですが、今年がよい年でありますように。
5日小寒、20日大寒。



他人が捨てた案も拾って活用しろ。

（戦国武将 山内一豊）

1月の税務メモ

（国 税）

- 12月分源泉所得税の納付（特例適用者は7～12月分の半年分）
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間（予定）申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

11日

31日

々
々
々
（地方条例による）

（地方税）

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間（予定）申告
- 個人住民税の第4期分納付
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産（固定資産税）の申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。